

令和6年 第4回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和6年4月15日（月）午前9時30分～
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（11名）	1番 佐々木純子 2番 加藤朋光 3番 佐々木鋼記 4番 須田貴志 5番 齋藤一成 6番 巴 朋之 8番 須田 久 10番 森 孝良 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 推進委員 伊藤盛雄)
5. 欠席した委員（2名）	7番 須藤孝子 9番 佐藤久美子
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	8番 須田 久 10番 森 孝良
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 副主幹 齊藤雄介
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【8件】
報告第6号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【1件】
議案第10号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【2件】

議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について . . .【 1 件】

議案第 1 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について . . .【 1 6 8 件】

議案第 1 3 号 特定農地の貸付けの承認について . . .【 1 件】

◆事務局長 ただ今より、令和 6 年第 4 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
(開会 午前 9 時 3 0 分)

◇会長 おはようございます。
令和 6 年度が始まり、我々の任期も残り 1 年となりました。今年度は事務局職員の人事異動もありませんでしたので、引き続きよろしくをお願いいたします。
桜の開花状況も、昨日あたりから満開ということで、勢至公園にも花見客が多く訪れていたようでございます。今年の天候はこのまま平穏に過ぎて、良い秋を迎えてもらいたいと願います。
さて、国会では、食料・農業・農村基本法の改正に向けて議論されております。国内外の出来事に紙面や時間を割かれ、マスコミでの扱いが小さいと感じるところですが、十分な審議をしていただいて、将来の日本の食料・農業・農村を守る法案にしていきたいと思います。
既に、種まきが終わった方も多いかと思いますが、これから、耕起・代かき・田植えと忙しくなるなかで、出席いただきありがとうございます。今後とも、都合をつけて出席いただくよう、よろしくをお願いいたします。

◆事務局長 ありがとうございます。
これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしく申し上げます。

◇議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告します。7 番須藤孝子委員、9 番 佐藤久美子委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中10名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
8番 須田久委員 10番 森孝良委員 の兩名にお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告
先月の総会以降は、会議等は特にございませんでした。
後で報告あると思いますが、能登半島地震義援金として皆様の積立金から■■■■■ずつ集金して、3月12日に送金しております。また、4月8日、会計検査院の実地検査がにかほ市に入りましたが、農業委員会関係は対象から外れております。農林水産課関係が受検しましたが、指摘事項等は特に無かったということのようであります。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書8ページからになります。
報告第5号-1は、耕作不便により解約するものであります。
報告第5号-2は、親子間での使用貸借ということで昨年10月の総会に上程した農地の内の一筆ですが、当該地はほ場整備区域内にあり、現況一区画の農地に、登記上4筆の土地が含まれている農地であります。別の耕作者が耕作しており、事実上耕作できないことから解約するものです。なお、新たな利用権の設定として、議案第12号-13へ上程されております。

報告第5号-3は、ネギ作付けのため、令和4年に賃借した農地であります。作物が育たなかったということで解約するものです。

報告第5号-4と5は、永小作権の解約であります。4は借受人が高齢ということで、5は元々の借受人が亡くなったことで、どちらも借受人の家族は耕作できないことから解約するものです。

報告第5号-6と7は、借受人が同一であります。借受人の体調不良により離農することから解約するものです。なお、新たな利用権の設定として、6は議案第12号-138と139へ、7は議案第12号-142へ上程されております。

報告第5号-8は、大須郷地区の利用調整の結果、新たに利用権を設定するため解約するものです。なお、新たな利用権の設定として、議案第12号-149へ上程されております。

◇議長

報告第5号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第5号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第6号 農地の転用事実に関する照会についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書10ページ、11ページです。

農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。

面積が大きく、公図を掲載しても判りにくいため、11ページに位置図のみ掲載しております。場所は、旧釜ヶ台小学校から東に約650mから1,150mの範囲に広がる、登記地目が「畑」の土地です。2月の総会時に情報として、7-5について非農地相談されている旨を話ししておりますが、7-6と7-10を加えて地目変更申請したものであります。

法務局からの照会であり、2週間以内に回答する必要がある

ことから、3月8日に農業委員6名で現地確認に向かいましたが、積雪により当該地まで行けませんでしたので、農地・非農地の判断はせず、その旨回答しております。

◇議長 報告第6号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇8番 須田委員 先月現地に行きましたが、事務局説明のとおり、雪で現地確認できませんでした。今後、この件についてはどうなりますか。

◆事務局長 再度、法務局に地目変更申請があつて、法務局から照会があれば、現地確認を行うつもりです。

◇議長 法務局でも現地確認しているのですか。

◆事務局長 法務局でも現地確認すると聞いております。

◇議長 他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、報告第6号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第10号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書12ページ、13ページになります。

議案第10号-1は、いわゆる小作地所有権移転であります。譲渡人、譲受人は、平成28年から申請地を利用権設定していたところですが、譲渡人は県外在住で、将来にわたって自らは管理できないことから、耕作者である譲受人へ贈与するものです。

議案第10号-2は、譲受人が現在大須郷地区中心でさつま芋を作付けしておりますが、今年、作付面積も増加することから、作業員の休憩施設として利用できる土地又は建物を探していたところでした。譲渡人は相続により実家と農地を取得しましたが、市外に居住していることもあり、定期的に訪れてはいましたが、実家は現在空き家となっており、農地は耕作者もおらず管理までは手が回っていない状況でした。

そのため、譲受人が実家の譲渡をお願いしたところ、農地も一緒に引き受けて欲しいとのことで、今回の申請となったものです。譲渡金額は、実家の宅地、建物、農地を含め、全部で30万円ということで、農地と農地以外の固定資産税評価額の割合で按分したものであります。

第10号-1と2の譲受人の経営状況は議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てをみたしているものと考えます。

◇議長

議案第10号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、はじめに議案第10号-1について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第10号-2について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

続いて、議案第11号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は14ページからとなります。

26ページに付近見取図代わりに航空写真と現況写真がありますが、申請地は、東北電力由利変電所から北東に300m弱のところにある、登記地目が畑の土地であります。

譲受人は農事組合法人で、申請地の西側及び南側には、ほ場整備事業で整備された、譲受人が耕作する農地が広がっております。ほ場整備事業の完了に伴い、さらなる農作業の効率化を図るため、農機具や資材を格納するパイプハウス型の農業用倉庫を整備することになり、ほ場にも近くまた、構成員の自宅からも近い当該地が選定されたものです。

転用許可の要件である農地区分は、農振農用地区域外の農地ではありますが、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断され、農地転用は原則不許可となりますが、農業用倉庫を含む農業用施設等は、地域の農業の振興に資する施設と位置付けられておりますので、不許可の例外として認められております。現地につきましては、由利地域振興局職員及び佐々木鋼記委員に確認していただいております。

◇議長

議案第11号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第11号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長

次の議案に移ります。

議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書27ページからとなります。市長より、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて 168 件でありまして、うち賃借権の新規が 34 件、再設定が 132 件、使用賃借権の設定が 2 件で、利用権設定の総面積は 885,712㎡です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると考えます。

今月も件数が多いので、新規を中心にある程度で区切って説明いたします。始めに、議案第 12 号－1 から 23 までを説明します。

議案第 12 号－1 から 8 は、受人が同一で、いずれも賃借権の再設定であります。契約条件は全て同じで、期間 3 年、賃借料は米 1 俵/10a となっており、受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書 32 ページからになります。

議案第 12 号－9 から 12 も、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 12 号－13 から 16 は、受人が同一で、13 が賃借権の新規で報告第 5 号－2 に係る農地となります。14 から 16 は賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 12 号－17 と 18 は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書 36、37 ページになります。

議案第 12 号－19 から 23 は、いずれも賃借権の新設であります。これまでの耕作者の死亡や高齢による離農等により、集落内で調整されたものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第 12 号－1 から 23 までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第 12 号－1 から 23 について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長 続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第12号-24から110までを説明いたします。議案書は37ページの下段から71ページ上段までとなります。

こちらは、期間満了による権利の設定でありまして、全部で87件ありますが、そのうち新規は13件で、受け手の死亡や規模縮小による、集落内での利用調整に伴うものです。

芹田地区は、ほ場整備事業により農地の区画が大きくなっていますが、登記上はその区画が複数の筆、複数の所有者から成っているものもあり、そのため、耕作者が代わると、それぞれの所有者との契約となってしまうため、新規の件数も多くなってしまうものであります。

契約条件としては新規、再設定共に期間3年、賃借料は■■■■で統一されています。

◇議長 議案第12号-24から110までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第12号-24から110について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長 次の議案第12号-111から120は、11番遠藤豊委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈11番 遠藤豊委員退席〉

(午前9時56分)

◇議長 議案第12号-111から120について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第12号-111から120について説明いたします。議案書71ページ下段から75ページまでとなります。先ほどの芹田地区の利用権設定と同じで、期間満了に伴う賃借権の再設定であります。契約条件も同様となっており、受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長 議案第12号-111から120までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようであれば、議案第12号-111から120について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長 11番 遠藤豊委員の入室を許可します。

〈11番 遠藤豊委員着席〉 (午前9時58分)

◇議長 続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第12号-121から136まで説明いたします。議案書は76ページからとなります。

議案第12号-121から131は、受人が同一で、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書88ページに移ります。

議案第12号-132から136は、受人が2人で、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長 議案第12号-121から136までの説明が終わりました。
ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようであれば、議案第12号-121から136について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長 次の議案第12号-137は、8番 須田久委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈8番 須田久委員退席〉 (午前10時00分)

◇議長 議案第12号-137について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案第12号-137は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長 議案第12号-137の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようであれば、議案第12号-137について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

8番 須田久委員の入室を許可します。

〈8番 須田久委員着席〉

(午前10時02分)

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第12号-138から146まで説明いたします。議案書は91ページ中段からとなります。

議案第12号-138と139は、渡人と受人が同一で、138は賃借権の新規、139は使用賃借権の新規で、どちらも報告第5号-6に係る農地になります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

92ページに移ります。

議案第12号-140から142は、受人が同一で、140は賃借権の再設定であります。141と142は賃借権の新規で、142は、報告第5号-7に係る農地となります。報告の説明と重なりますが、先ほどの138と139、そしてこの142は、141の渡人が耕作していた農地であります。体調不良により離農することから、このようになったものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第12号-143から146は、受人が同一で、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第12号-138から146までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第12号-138から146について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案第12号-147から149は、4番須田貴志委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈4番 須田貴志委員退席〉

(午前10時05分)

◇議長

議案第12号-147から149について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書95、96ページになります。

議案第12号-147から149は、受人が同一で、147は賃借権の再設定であります。148と149は、どちらも賃借権の新設であります。148は期間満了により、149は報告第5号-8に係る農地であり、大須郷地区の地域内調整により、近接する農地を賃借するものです。

◇議長

議案第12号-147から149の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第12号-147から149について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

4番 須田貴志委員の入室を許可します。

〈4番 須田貴志委員着席〉

(午前10時07分)

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第12号-150から168まで説明いたします。議案書は96ページからとなります。

議案第12号-150は、使用貸借権の新設であります。3月の総会で合意解約の報告をした農地の一部であります。当時は新たな受け手が決まっていなかったため、事務局で思い当たる候補者に打診するつもりでした。結果的にその候補者ではなく、同じ集落の受け手に貸借されることになったものです。

議案第12号-151から155は、賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書99ページ中段から102ページとなります。

議案第12号-156から163は、賃借権の新設であります。こちらも全てではありませんが、1月の総会で合意解約の報告をした農地で、集落内での調整を経て利用権の設定に至ったものです。それぞれの契約条件並びに受人の計状況は議案に記載のとおりであります。

議案第12号-164から166は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

最後になります。議案書は105ページになります。

議案第12号-167と168は受人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。167は、渡人も耕作者であります。受人が有機農業を行っているため、受人が耕作している農地、耕作しようとしている農地の近くの農地を貸借するものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第12号-150から168の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第12号-150から168について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案に移ります。

議案第13号 特定農地の貸付けの承認について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は106ページからになります。

議案第13号 特定農地の貸付けの承認につきましては、継続的に象潟地区で実施している「市民菜園」に係る特定農地の貸付けでありまして、市から毎年更新申請されています。

農地の貸し借りについては通常、農業委員会の許可が必要となりますが、趣味的な利用を目的とした、いわゆる「市民菜園」については、農業委員会の許可によらず貸付けできるという特例の承認を受けようとするものです。

◇議長

議案第13号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第13号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前10時13分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和6年4月15日

議事録署名委員

総会議長 会長 印

委 員 8 番 印

委 員 10 番 印
